

# 第1章 計画策定にあたって

(第 1 章 表紙裏)

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子高齢化が進み、核家族化の進行や地域とのつながりが希薄化していることから、子どもや子育てを取り巻く環境は、厳しさを増しています。このため、子育ての孤立化から子育てに関する悩みや不安を抱えている家庭も少なくありません。

また、子どもを預けたいと思っても、保育所に預けられないなど、仕事と子育てを両立できる環境が十分整っていないことが、少子化が進行する要因のひとつになっています。

さらに、幼児期の教育を重視する家庭も少なくなく、保育所の機能と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園による質の高い教育と保育も必要とされています。

子どもが欲しいと思う人が子どもを持ち、子育てしやすい環境にしていくために、子どもや子育て家庭を地域全体が支える仕組みの構築が求められています。

これらに対応するため、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「子ども・子育て関連3法」）が成立しました。

これらに基づき、平成27年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感・負担感の増加や待機児童の増加、放課後児童クラブ等の不足、女性の就労支援の不足への対応とともに、子ども・子育て支援の質と量の確保のため、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とし、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域における子ども・子育て支援を充実させ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

さらに、これまで推進してきた「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで10年間延長され、職場や地域における子育て支援の充実も継続して推進することとなりました。

本市では、これまで子育てに関して、平成9年に「四街道市母子保健計画」、平成11年に「四街道市子育て支援計画」、また平成16年に「四街道市こどもプラン（市町村行動計画）」を策定し、さらに、平成22年3月には前期計画を継承した「四街道市こどもプラン（後期計画）」を策定し、「親子の笑顔と歓声にあふれるまち」の実現に向け、多様な子育て支援の充実や豊かな心を育む育成環境の整備などに取り組んでいます。

本計画は、子ども・子育てを取り巻くさまざまな課題に積極的に取り組み、子ども・子育て支援の質・量の充実を図るとともに、家庭、学校、地域などすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、すべての子どもたちの健やかな成長を支援できるまちをめざすことを目的として策定するものです。

## 2. 計画の位置づけと性格

### (1) 法的位置づけ

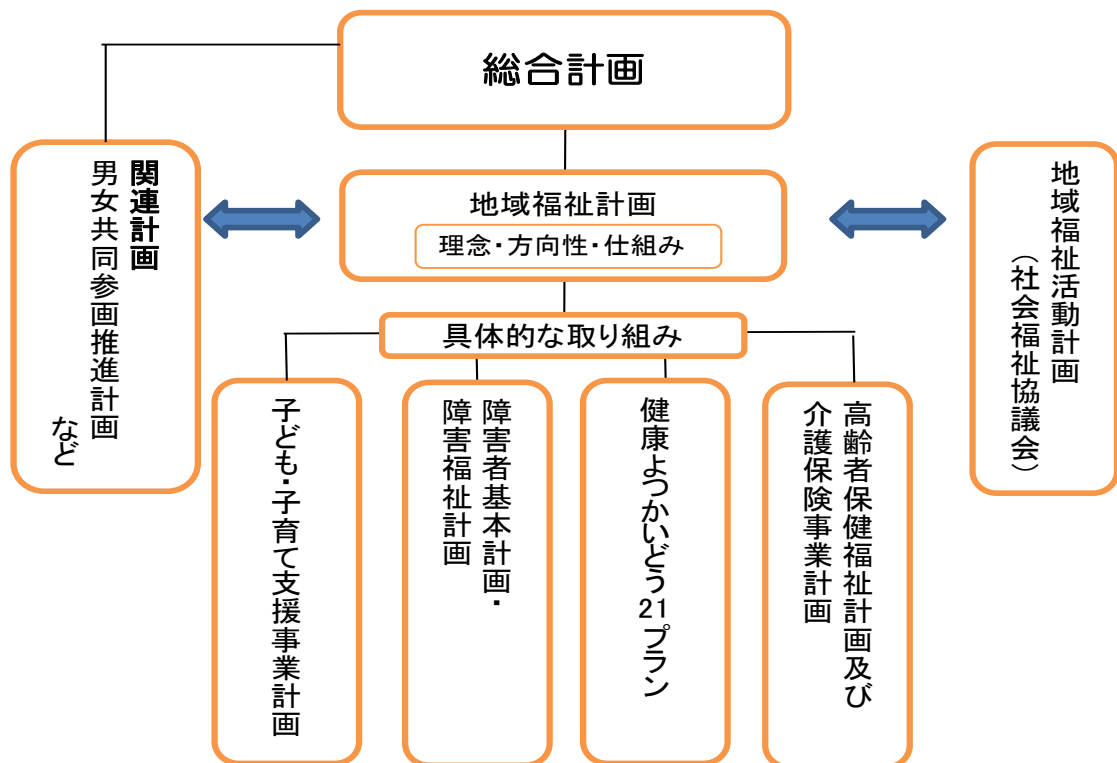
本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項の規定に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）  
（市町村子ども・子育て支援事業計画）  
第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）の改正により、法律の有効期限が10年間（平成37年3月31日まで）延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、これまで当市の市町村行動計画（四街道市子どもプラン）により展開してきた次世代育成に係る施策を継承し、一体的に策定する計画とします。

### (2) 計画体系における位置づけ

本計画は、国の動向や市の現状を踏まえ、これまでの市の取組との継続性を保ち、様々な分野の取組を総合的、横断的に進めていくものです。そのため、「四街道市総合計画」を上位計画とし、母子保健計画の内容を包含しながら、関連計画との整合性を図り、子どもや子育てに関する分野の個別計画として位置づけます。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中、国の動向や社会情勢が変化した場合は、本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

